

発達障害者支援の推進に係る検討会 報告書

平成20年8月29日

目次

1	はじめに	2
2	発達障害者支援の基本的な考え方と取組	2
3	発達障害者支援における課題	3
(1)	当事者や家族に対する支援提供の流れに沿った課題	3
	(ア) 気づきに関する課題	
	(イ) 診断前支援に関する課題	
	(ウ) 診断に関する課題	
	(エ) アセスメントやモニタリングに関する課題	
	(オ) 支援に関する課題	
	(カ) 連携に関する課題	
(2)	発達障害に関わる者の役割と課題	5
	(ア) 直接処遇職員の役割と課題	
	(イ) 発達障害についての専門的な支援を行う者の役割と課題	
	(ウ) 発達障害者支援センターの役割と課題	
	(エ) 市町村の役割と課題	
	(オ) 都道府県等の役割と課題	
	(カ) 国の役割と課題	
4	今後の対応の方向性について	7
(1)	地域支援体制の整備	7
(2)	支援手法の開発	7
(3)	調査・研究	8
(4)	人材の育成	8
(5)	情報提供・普及啓発	9
5	おわりに	9

1. はじめに

- 発達障害については、平成17年から施行されている発達障害者支援法によって、発達障害者の自立と社会参加を目的として、都道府県・指定都市（「以下、都道府県等」という）への発達障害者支援センターの設置や発達障害情報センターの設置等様々な取組が行われてきたところであるが、同法の附則において、施行後3年を目途として見直しを行うことが求められている。
- また、本年7月には、発達障害者の支援と関係の深い障害児全般の支援について、障害保健福祉部長の私的検討会である「障害児支援の見直しに関する検討会」において、今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策に対する検討報告書がまとめられたところである。
- このような状況を踏まえ、本検討会では、発達障害者支援に係る発達障害者支援法施行後の課題を整理した上で、「障害児支援の見直しに関する検討会」では議論されていない発達障害者支援固有の課題について、今後の対応の方向性の検討を行い、ここにその結果を報告書としてまとめるものである。
- なお、本検討会においては、発達障害者支援法の制定の趣旨を踏まえ、発達障害者支援法で定義された「発達障害」の定義の範囲の中で検討を行った。

2. 発達障害者支援の基本的な考え方と取組み

- 発達障害者については、一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野が連携して対応能力の向上を図ることにより、適切な人間関係を構築し、二次的な障害の発生を防ぎ、自立・社会参加を可能にする効果が期待できることから、早期に発見し、適宜適切な支援を行っていくことが必要である。発達障害者支援法第1条においては、これを踏まえ「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。
- このことを踏まえて、国及び地方自治体は、発達障害児の早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労の支援、地域での生活支援や権利擁護、家族への支援等を行える体制と人材を整備し、発達障害のある人に対してライフステージを通して一貫した支援を提供することをその責務とされており、政府として以下の領域において施策を実施してきたところである。

ア. 地域支援体制の整備

発達障害に早期に気づいて支援をすること。発達障害に気づいてから診断を受けるまでの期間が長期にわたる場合であっても支援の提供ができる体制を整備すること。発達障害者への支援が一貫性をもって提供されること。

イ. 支援手法の開発

一人一人の能力のアンバランスさや、環境による適応性の変化等の評価(アセスメント)と、能力・環境の変化に応じた再評価の継続(モニタリング)に基づいた支援が、全国のどこに住んでいても受けられるようにすること。そのために、支援手法を収集し、その効果等について国として客観的な検証を行った上で普及を図ること。

ウ. 人材の育成

適切な支援を提供するためには、現場で直接発達障害者を担当する者から専門的な支援を行う者まで、重層的に人材を育成することが必要であり、それぞれの役割に応じた研修等の機会を提供すること。

エ. 情報提供・普及啓発

発達障害の特性が周囲に理解されるように、発達障害についての情報をわかりやすく周知すること。

3. 発達障害者支援における課題

発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、以下の2つの観点から発達障害者支援に係る現在の課題を整理した。

○当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

一人一人の発達障害者とその家族に対して、発達障害に気づく段階から適切な支援を受ける段階まで切れ目のない支援体制を整備することが大切であるとの観点

○発達障害者支援に関わる者の役割と課題

様々な立場から関わる者の役割を整理し、一人一人に必要な支援が生活全般にわたる領域から受けられるようにすることが大切であるとの観点

(1) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

ア. 基本的考え方

全てのライフステージにおいて、必要な支援を様々な分野の関係者が共通の視点に立って連携をとりながら、継続的に提供できるような体制の一層の整備が必要である。

イ. 個別の論点

(ア) 気づきに関する課題

○ 当事者とその家族、保育士、幼稚園及び小中学校等の教諭、ハローワーク相談担当者等の直接処遇職員が発達障害の可能性に気づくためには、普段から発達障害の特性に関する信頼のおける情報がわかりやすく様々な形で提供されていることが必要である。【情報提供・普及啓発】

○ 発達障害については、タイプによっては1歳6か月児健診や3歳児健診などを契機にわかる場合がある。健診時点では疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローを行い、必要に応じて医療・保健・福祉等の専門機関につないでいく体制を地域で作ることが必要である。また、直接処遇職員が発達障害の可能性に気づいた場合にも、当事者とその家族に対して適切な情報提供が行えるよう、専門的な人材によるバックアップ体制の充実が必要である。【地域支援体制の整備】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】

- 当事者（青年期・成人期の場合）とその家族が、直接処遇職員よりも先に発達障害の可能性に気づいて心配している時にも、確実にフォローを行い、必要に応じて専門機関につなげる体制を作ることが必要である。【支援手法の開発】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】

（イ）診断前支援に関する課題

- 家族が心配して発達障害の専門的な相談機関や診療機関に相談しようとしても、当該機関の相談開始日まで、長期の待機を余儀なくされることがある。発達障害の確定診断前から支援が受けられるようにすることや、例えば家族の心が揺れているような段階に、支援を体験利用できるようにすることも必要である。【地域支援体制の整備】【支援手法の開発】【人材の育成】
- 当事者とその家族が発達障害に気づき取り組む準備ができていない場合には、無理に診断につなげようとするよりも、日常生活の中で生じている問題の整理とその時点で取り組むことができる具体的な対処方法の提示が必要である。【支援手法の開発】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】

（ウ）診断に関する課題

- 当事者とその家族が発達障害に気づき適切な対応を希望するときに、的確かつ速やかに診断し、必要に応じて適切な治療ができる専門性を有する医師の確保を進めるための対策として、発達障害の診断及び治療に係る人材養成の強化が必要である。【調査・研究】【人材の育成】
- 診断後の家族に対する支援としては、まずは専門性を有する相談機関・支援機関の専門性を向上させ、その家族が地域から社会的及び心理的に孤立しないよう、様々な情報を提供し、地域において当事者及びその家族を支える仕組みを構築することが必要である。また、既に発達障害児を育て様々な経験のある親の話を聞いたり、現に発達障害児を育てている親同士で相談や情報交換を行ったりするピア・カウンセリングやペアレントメンターも孤立化を防ぐ選択肢の一つとして活用することが必要である。【地域支援体制の整備】【人材の育成】

（エ）アセスメントやモニタリングに関する課題

- これまでは一人一人のニーズに合わせた支援提供のために必要なアセスメントやモニタリングが、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野において、個々様々に行われていたことから、今後は、基盤となる共通のアセスメントやモニタリング方法の開発が必要である。【地域支援体制の整備】【支援手法の開発】【調査・研究】
- また、発達障害者に適したアセスメントやモニタリングを行う専門家の養成が必要である。【人材の育成】

（オ）支援に関する課題

- 発達障害者に提供されている様々な支援手法が、十分な検証を受けていない現状にあること、及び検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏まえた上でなされることが必要であることから、国として効果等を客観的に検証した支援手法のメニューを整備し、普及することが必要である。また、検証された支援手法を適用する際は、発達障害者に適したアセスメントを踏まえた上でなされることが必要である。【支援手法の開発】【情報提供・

普及啓発】

- これまでは、直接処遇職員や専門的な支援を行う者がいかに支援を行うかといった視点からの支援手法の研究や普及啓発が主であったが、今後は、当事者とその家族自身がその能力を高め問題を解決できるように支援すること、地域と当事者及びその家族が連携できるように支援することなどの視点からの研究や普及啓発も必要である。【支援手法の開発】【調査・研究】【人材の育成】【情報提供・普及啓発】
- 発達障害の青年期・成人期における支援のうち、就労支援分野に関する支援手法の開発は進みつつあるが、その開発・活用については更に推進することが必要である。また、老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援については未だ支援モデルが十分に開発されていないため、重点的に開発することが必要である。【地域支援体制の整備】【支援手法の開発】

（カ）連携に関する課題

- 発達障害者支援を適切に行うためには、その時々に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等様々な関係機関が内部及び相互の連携を図りつつ支援や研修を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用等により、関係機関や関係者の連携システムを構築することが必要である。
また、個人情報の取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。【地域支援体制の整備】
- 文部科学省と厚生労働省等関係府省が、発達障害の施策について連携して行う機会は増えているが、具体的な事業や研究等について、更に連携を強化することが必要である。【地域支援体制の整備】【調査・研究】

（２）発達障害者支援に関わる者の役割と課題

ア. 基本的考え方

発達障害者支援を推進する際には、支援に関わる者が求められる役割を把握し、その支援を行うという意識を持つことが重要であるため、直接処遇職員、発達障害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、都道府県等、国それぞれの基本的な役割を明確にする必要がある。

イ. 個別の論点

（ア）直接処遇職員の役割と課題

- 保育所、学校、福祉サービス事業所、ハローワーク、児童養護施設等の直接処遇職員は、日常業務において、当事者とその家族に関わる機会が最も多いため、発達障害の特性や支援方法に関する理解を深め、当事者とその家族に対する基本的な支援が行えること、専門的な支援を行う機関への相談や紹介ができることが重要である。
- そのためには、適切な研修への参加を積極的に行うとともに、日頃から専門的な支援を行う機関との連携を図り、必要に応じて連絡の取れる体制を確保することが必要である。

（イ）発達障害について専門的な支援を行う者の役割と課題

- 医療機関、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、教育センター、障害者

職業センター、障害児通園施設、児童デイサービス等の機関で専門的な支援を行う者は、当事者やその家族からの相談や直接処遇職員からの相談に対し、発達障害についての専門知識に基づいて相談等への適切な対応が求められるため、発達障害について信頼のおける情報を常に把握し、的確な助言をするよう努めることが重要である。

- そのためには、日頃から適切な情報の収集や研修への参加を積極的に行うとともに、ケースカンファレンスの実施等によりの確な助言をするための技術を高めることが必要である。

(ウ) 発達障害者支援センターの役割と課題

- 発達障害に関する相談については、特定の障害や年代だけに偏らず、必要とする当事者とその家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供できること、また、直接処遇職員や発達障害について専門的な支援を行う者では対応が難しい場合には、より専門的な支援を行う立場から責任ある対応ができること、都道府県等の全体の状況を把握し、対応することが重要である。
- そのためには、日頃から都道府県等における発達障害者支援の中核機関であることを十分に意識して業務を行い、効果的な支援体制が構築できるように積極的に関係機関との連携を深めることが必要である。
- 専門性の高い職員の育成とともに、ボランティアの育成は非常に重要な課題であり、家族同士で相談や情報交換を行うピア・カウンセリングやペアレントメンターの養成についても検討することが必要である。

(エ) 市町村の役割と課題

- 市町村は、国や都道府県の提供する発達障害者支援のモデルを参考にしながら発達障害者支援に関する事業を実施し、また、個別の支援計画の提供や人材の育成、住民に対する普及啓発等を行うことが必要である。
- また、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置等）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していくことや、個人情報の取扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。

(オ) 都道府県等の役割と課題

- 都道府県等は、当該自治体の発達障害者の置かれている状況を把握し、発達障害者支援に関する事業を実施するとともに、人材の育成、住民に対する普及啓発等を行うことが必要である。
- また、発達障害者支援センターを中心とした連携体制の構築を進めるとともに、専門医療機関や精神保健福祉センター、保健所、児童相談所や特別支援学校等との協力体制を構築することも必要である。

(カ) 国の役割

- 発達障害者支援にとって必要となる支援手法等の開発や研究、専門的な人材の養成、社会全体に対する発達障害の正しい理解の普及啓発を更に進めることが必要である。
- また、全国への情報発信の拠点となる発達障害情報センターや（独）国立特別支援教

育総合研究所の発達障害教育情報センター等の基盤整備を行うことも必要である。

- 更に、地方自治体の取り組む発達障害者施策について、基本的な方針を示すとともに、効果的な取組を行っている自治体の事例の紹介を行う等の対応も必要である。

4 今後の対応の方向性

「3 発達障害者支援における課題」で整理した事項を踏まえ、今後の発達障害者支援施策については、以下の方向性で取り組んでいくべきである。

(1) 地域支援体制の整備

ア. 基本的考え方

- 発達障害者について、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であるが、様々な分野の関係者が共通の視点に立って連携をとりながら、継続的に当事者とその家族を支援していくためには、どのような役割分担の上でそれぞれが支援していくかを明らかにした「個別の支援計画」の作成・活用や、関係者による支援会議の開催が必要である。
- 直接処遇職員に対して専門機関が行うバックアップ体制の整備、発達障害のアセスメントを行う機能の強化が必要である。
- 更に、発達障害者への就労支援については、開発された支援モデルに基づくプログラムの普及について、更なる強化が必要である。

イ. 対応の方向性

- 都道府県は、文部科学省の施策である発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業と連携して行っている発達障害支援体制整備事業において取り組まれている市町村等の「個別の支援計画」作成状況を調査し、必要に応じて発達障害者支援センター職員が市町村の担当部署に対して発達障害者の個別の支援計画作成と活用に対するサポートなどを行う。また、国においては、「個別の支援計画」に基づく支援を効果的に実践している地方自治体の事例集を作成する。
- また、発達障害者支援センターについては、各都道府県等の整備状況をふまえながら、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関としての位置付けを明確にするとともに、発達障害について専門的な支援を行う者と協力しつつ直接処遇職員に対してバックアップを行う体制整備を行う。
- さらに、国の就労支援については、ハローワークの体制を強化させるとともに、障害者職業総合センターで開発された技法により、地域障害者職業センターで試行実施されている「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施に向けた障害者職業カウンセラーの増配、さらなる技法の開発等の体制整備を行う。

(2) 支援手法の開発

ア. 基本的考え方

- 発達障害者については、当事者とその家族の状況やニーズが個々様々であることから、一般施策を含めて様々な種類の支援をきめ細かく提供できるように支援手法の充実に図ることが必要である。
- また、支援手法の中で十分に検討されていない分野についても、随時開発を行うことも必要である。

イ. 対応の方向性

- 支援手法の開発の状況を踏まえ、支援手法を収集し、その効果等について客観的な検証を行ったうえで普及を図る。
- また、発達障害の青年期・成人期（就労後から老年期を含む）における老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援（本人の能力を高めるための働きかけやカウンセリングを含む。）、発達障害に適したアセスメントやモニタリング、当事者や家族自身が問題の解決を図るための方法の開発を行う。

（３）調査・研究

ア. 基本的考え方

- 発達障害者の実態把握や、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達障害支援の方法等に関する必要な調査・研究を行うことが必要である。

イ. 対応の方向性

- 発達障害の調査研究についての検討を行う場を設けたうえで、発達障害の調査・研究にとって重要な共通の評価尺度の開発、発達障害に関するデータベースの構築等に取り組むとともに、不足している分野における調査・研究についても重点的に取り組む。

（４）人材の育成

ア. 基本的考え方

- 発達障害の支援に関する人材の養成・研修は各分野で取り組まれているが、その内容の統一性、研修成果の活用はまだ十分ではないことから、各分野の取組状況をふまえて、一貫した支援を提供するための標準的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成するための研修、研修後の人材活用を推進することが必要である。
- また、発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを行える人材を充実させること、家族同士が相互に支援を行うことができるようにすることも必要である。

イ. 対応の方向性

- 発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、それぞれの分野が行う研修に利用する。

- 支援手法の開発の状況を踏まえ、発達障害の診断や治療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援等に取り組んでいる施設等における実地研修のシステムづくりに取り組む。また、発達障害の診断を受けた者の家族同士という立場でピア・カウンセリングを行い、当事者とその家族による問題解決を支援する、いわゆるペアレントメンター（ボランティア）の養成を行う。

（５）情報提供・普及啓発

ア. 基本的考え方

- 発達障害についての誤解や偏見から支援に結びつかない場合があること、発達障害の相談窓口の情報周知が不十分なため相談につながっていない場合があること、発達障害についての信頼のおける支援手法の判断が専門家以外では難しいこと、発達障害についての良いモデルを開発し実践しても情報が集約されていないために、それらが広がっていない等の課題があることから、適切な情報の収集・分析を行った上で受け手に合わせた様々な方法を用いた信頼のおける情報を提供することが必要である。

イ. 対応の方向性

- 国において、現在の発達障害情報センターの機能を強化するとともに、（独）国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育情報センターと緊密に連携を図りながら、必要な情報の収集、分析、発信が適切に行えるような体制の強化を図る。
- 地方自治体においても、発達障害者支援センターと連携し、相談資源の情報等が提供できるように整備する。

５ おわりに

今回の報告書においては、発達障害については、一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野が連携して対応能力の向上を図ることにより、適切な人間関係を構築し、二次的な障害の発生を防ぎ、自立・社会参加を可能にする効果が期待できることから、早期に発見し、適宜適切な支援を行っていくことが必要であるという視点の下に、いつでもどこでも発達障害者に適切な対応が提供できるような社会の実現に向けて、個別支援計画に基づく地域の支援体制の強化を図ること、そのために必要となる支援手法の開発や調査・研究、人材育成を行うこと、加えて社会全体に対する普及啓発を行い正しい理解を広げること等の施策を更に推進するための取組み案を整理した。

厚生労働省において、この検討結果を踏まえ、関係部局及び関係府省等との連携をより一層強化するとともに、引き続き発達障害のある当事者とその家族を支援していく具体的な仕組みについて検討し、効果的な施策を実施していくことが不可欠である。

この報告書が、発達障害があっても誇りを持って生きられるような社会づくりに資する契機となることを願うものである。